


新型コロナウイルス感染症 経済影響への主な支援策

区分		制度名	概要	支援額	
生活支援	貸付	生活福祉資金貸付制度 (特例措置)	緊急小口資金	収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して貸付	20万円以内 (学校休業等の特例)
			総合支援資金	失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯に対して貸付	60万円以内 (20万円/月以内×3月以内)
	給付	生活支援臨時給付金 (仮称)	収入が減少し、一定水準以下となった世帯(単身の場合月収10万円以下)に対して、生活維持のために必要な資金を給付	1世帯あたり30万円	
事業支援	貸付	特別貸付	売上高が急減した中小企業者に対して、日本政策金融公庫等が3年間実質無利子の貸付	借入後当初3年間 (据置5年以内) 国民事業：最大3千万円 中小事業：最大 1億円	
		 制度融資	県制度融資の仕組みを活用し、事業者が信用保証協会へ支払う保証料及び金融機関へ支払う据置期間中(最大4年間)の利息を県が負担し、実質無利子の貸付	借入後当初4年以内 (据置期間のみ) 最大 1億円	
	給付	雇用調整助成金	雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成 緊急対応期間中(4/1~6/30)は助成内容や対象を大幅に拡充	1人1日あたり最大8,330円 (助成率：中小企業最大4/5等)	
持続化給付金		売上が前年同月比で50%以上減少した中小企業、フリーランスを含む個人事業者等に対して給付金を支給	法人：200万円以内 個人事業者：100万円以内		